

京都大学附属図書館「学習室24」利用内規

(平成21年4月22日附属図書館長裁定)

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学附属図書館本館利用内規第10条に基づき、京都大学附属図書館「学習室24」(以下「学習室24」という。)の利用に関して必要な事項を定める。

(利用)

第2条 「学習室24」は学内者専用とし、入退出には利用証による認証を受けるものとし、利用証を携帯しない場合は、利用を認めない。

(利用者)

第3条 「学習室24」を利用できる者は、次の号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の職員
- (3) その他、館長が特に認めた者

(利用時間)

第4条 「学習室24」の利用時間は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 平日の月曜日から木曜日は、午前10時から翌日の午前9時まで
- (2) 平日の金曜日は、午前10時から午後10時まで
- (3) 京都大学附属図書館本館利用内規第2条第1項第2号に定める日は午前10時から午後7時まで
- (4) 祝日または創立記念日が週の途中にある場合は、その前日は午前10時から午後10時まで
- (5) 附属図書館の休館日は閉室とする。

第5条 館長は、「学習室24」の利用にあたり迷惑行為を行った利用者に対して、附属図書館の利用の禁止又は制限をすることができる。

附 則

この内規は、平成21年1月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。